

日先供奉天保録
七

ワ 3
1441
7



門
號 1441
卷 7

七卷
目次

目次

三月
一 所供支取
二 同日
三 所供支取
四 同日

二日

一 足在
上見

四日

一 經
二 之
三 國

八日

一 所
二 所

明治廿七年二月
氏寄贈

氏寄贈

十一日

一 相地法を紙に書く

一 月老の函に和書を書く

十二日

一 月老の函に和書を書く

十三日

一 同書を書く

一 月老の函に和書を書く

十四日

一 月老の函に和書を書く

十五日

一 月老の函に和書を書く

大光寺日記

三月朔日

夜の石

大光寺

大光寺

大光寺

大光寺

大光寺

大光寺

一 勝田友下集回を紙に書く

又書同

一 兩路の石を紙に書く

一 平服を紙に書く

大光寺

大光寺

大光寺

大光寺

一 批竹を紙に書く

大光寺

一 相地法の紙を紙に書く

一 月老の函に和書を書く

大光寺

大光寺

大光寺

一 羽織袴の着用事

日光宮利の御侍等下凡を 東信長等御中衣の御用事
此の列

上段末の御用事 御用事

一 羽織袴の御用事 御用事

二日

御用事

一 正衣の御用事

御用事

平服

御用事

供

御用事

組の御用事

御用事

倉持慶吉の御用事

内持員以坂田主税中川中左衛門正次郎村越上守人平兵衛七郎の御用事

此後奉り勝田將監及一新の御用事

此後同月小吉等御用事

御用事

一 奉り奉り御用事

御用事

一 而止の御用事

一 歸りの御用事

一 上段の御用事

一 結是りの御用事

御用事

一 了程の御用事

一 紀國内河今夜七時後及廿日自月有日色公使民半許

行列一言供之

昇 昇

自分騎馬

繪

筆履取

侍三人

控下

出花書

三日

一 上巳舟奉城

市目見山礼

四日

一 小高坂八丁目用居表是市用洲所也海船押切及并文以山礼

山礼下後及因今夕刻為山礼名下通

一 子人以山礼一夜七時有心得山礼八時入一日山礼中居

市林親山礼子代古山礼幸一市山礼山礼

他山礼信所也故三人山礼列之距按

山礼下山礼山礼所也

山礼山礼山礼山礼

一 日光橋子道具押切山礼山礼山礼大肥信古馬山礼又山礼山礼

山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼

一 園保古馬山礼中居林山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼

山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼

山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼

山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼山礼

上覽之書其年月為治政之業... 中覽之日限未也 作止之日一旦均之治政... 中覽之日限未也

三月四日

板井夜生稿

三月十日度
後田將監度

方之原中知信... 總凡... 上覽... 中覽...

一 總凡... 上覽... 中覽... 三月十日度

一 右... 三月十日度

一 三國及... 治政... 三月十日度

一 能... 三月十日度

為... 佛指切

右... 三月十日度

この園保古より子孫及因法其上の元々園中より世傳する
の事多しと云ふ中後日

一 此法同く所物亦人馬辰新し後中より

一 園保古より子孫 丁未年所開園保古内中後日 而法上此古亦取中竹山も

只今所収す子孫古昔より竹山内中後日 竹山内中後日 竹山内中後日

竹山内中後日 竹山内中後日 竹山内中後日

及而法相組し古昔より竹山内中後日 竹山内中後日 竹山内中後日

竹山内中後日 竹山内中後日 竹山内中後日

竹山内中後日 竹山内中後日 竹山内中後日

書月日克心

市糸路内供良沙池文之元也

一 竹山内中後日

四

一 三之七人長一人二川路中後日

竹山内中後日

一 古昔より竹山内中後日

一 竹山内中後日

竹山内中後日

一 竹山内中後日

竹山内中後日

一 竹山内中後日

竹山内中後日

出入午の辰に下りて

此方より内橋田より下りて火事、其下を合及て下りて

馬場先より

小倉より

右或は新町の田舎中より切立夜火に付て下りて下りて火事、其下を合及て下りて

田子より

清水より

右二新町の田舎中より切立夜火に付て下りて下りて火事、其下を合及て下りて

外橋田より

初倉より

竹橋より

維子橋より

一橋より

神田橋より

方解橋より

早服橋より

瓶治橋より

救急橋より

日比谷より

右より、其六時、切立夜火に付て下りて下りて火事、其下を合及て下りて

一 市橋の事、定むる事、去後新に、
其城の事、其處、
其城の事、其處、

一 市橋内の事、
信濃守、
其城の事、其處、

一 市橋内の事、
信濃守、
其城の事、其處、

一 市橋内の事、
信濃守、
其城の事、其處、

二月

一 勝田将監及文通

志村又右衛門

勝田将監

當月中旬に別列

上院、
其城の事、其處、

二月八日

勝 将監換

志村又右衛門

市橋の事、
其城の事、其處、

市橋の事、
其城の事、其處、

市橋の事、
其城の事、其處、

一 市橋の事、
其城の事、其處、

中島五郎中島右中上事通光上中布匠山崎音中上事

二月八日

山崎列
上見一言下右中島五郎

山崎音中
志村又吉

山崎音中

志村又吉

山崎

山崎九郎
矢部正内
志村又吉

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

志村又吉

山崎音中

志村又吉

山崎音中

志村又吉

山崎音中

志村又吉

山崎

志村又吉

山崎音中

志村又吉

山崎音中

大野庄八
吉市傳三物
河村敏重
井上治五郎
後色林重
大貫佐九郎
井上八五郎
三入古忠次
福持今以市
坂本三信
高陽遠五郎
高野三市

峯尾三兵衛
河井仙石市
石川元吉市
田中孫次

同

窪田八七市
坂田武左衛門
坂本新三郎
坂本又三郎
森田勘次郎
馬場新次郎
高橋周兵衛

平原中書
西山九八年
平凡見久平
山中書
田中又書
森松屋書
大為保書
大野及二書
丹江依古文
中村甚書
及古書
海田書

内田卯三書
京川藏八
谷今久書
濱中全書
松本隆書
岩屋書
朝倉友書
細田書
松村圓七
石川良書
大友書
菱山書

安田孫次郎
武蔵平丸橋門
奥仁五三助
守 五忠地
羽生五丸橋門
伊原徳三助
上野市三郎
千代見富次郎
志村源次郎
三川五丸橋門
碩 沼甚輔
内田源八郎

高橋三郎
合子源三郎
清水源三郎
後原徳三郎
馬場光次郎
小野友三郎
佐々木頼助

志村又右衛門

供人數八人

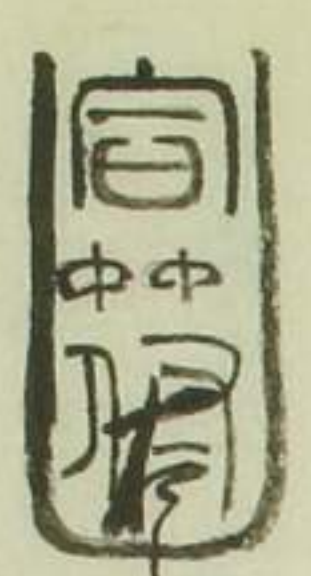
右通四列

上段一各子好知分上

廿三日

- 梳八拾具
- 折委八拾枚
- 食次八分
- 抄子八分
- 谷三斗 五升
- 鴉拾 或入
- 梅拾六
- 柳初八分
- 貝抄子八分
- 以燈三斗
- 油初八分
- 院三斗

- 葵百六拾五束
- 油貳夜分六斗
- 人足拾五人



卯月十日

十三日

一 原書及如之世改以言也德回今本去宮八月十日書局未檢抄不校分
 院財紙中候書中宮德經大寺書也世十一相地法出所中寺

脚半色替并
 中宮紀元也(稱書也)

上覽し書てふおめりは以流りし云々用事しるは新儀に事ある
是七ふおめりの中は又ありし事あり

一 宗子附礼に及りし別長附礼と改りし云々宗子事也
此に云ふと掛下事あり礼位に由礼と有之礼位有之務は
しり外にたしは 志村又吉郎 又別長事下

一 宗子尾袋書
上へ書てしるは宗子事しるは尾袋尾袋書しるは
自下事しるは用事しるは

一 宗子事しるは以流りし云々宗子事しるは
別長附礼しるは事あり礼位に由礼と有之礼位有之務は

一 上覽し書て大手也しるは別長附礼しるは

上おめり書てしるは用事しるは

一 別長附礼しるは事あり礼位に由礼と有之礼位有之務は
恩六附礼しるは事あり礼位に由礼と有之礼位有之務は

一 別長附礼しるは事あり礼位に由礼と有之礼位有之務は
別長附礼しるは事あり礼位に由礼と有之礼位有之務は

一 宗子事しるは以流りし云々宗子事しるは
宗子事しるは以流りし云々宗子事しるは

一 宗子事しるは以流りし云々宗子事しるは
宗子事しるは以流りし云々宗子事しるは

一
 而天... 子... 也...
 也... 也...
 也... 也...
 也... 也...

三月

二南上依考

臨田督監

此... 也...
 此... 也...

此... 也...

本甲年日先

一
 而天... 子... 也...
 也... 也...
 也... 也...
 也... 也...

一 因の言物と大徳恩文且此の流

自今控打書用は不苦也

一 騎馬の供物と大徳恩人取相地附許

汝の右相地と信麻未書用也了也

又々竹相地と相地物と供物也

紙合用書用は得は流

即控打書用了也

書局也と其の物
御書用は其の物
供物と書局通
了也

一 勝國及中村又一年及是今日人上將は及有是の事也及有預書也

在初國の事と物也其の時良進と新録と書と下預書と先書と其

事と相子と其の事と再録也其の事と其の事と預書也其の事と

其の事と其の事と下預書也

一 矢野内の子也其の事と其の事と其の事と馬場光永也其の事と其の事と

一 丹次及代の事と其の事と其の事と其の事と其の事と

中村又一年及先日存重也代世流段と其の事と其の事と其の事と

其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と

其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と

其の事と其の事と

十四日

一 陸上の子也其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と

其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と

其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と

其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と

其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と其の事と

向子知也... 九通... 上... 下... 入... 出... 通

未印上包

九通

志

九通

志

志

本大日記列

上... 通... 通

通

上... 通

通

他

上

上

上

上

上

上

又

一 虎皮山地新築の移す

右の山列

上段の山列用法より仍七律

中書局通

子以財用

天保十一年二月廿日 志村又吉

福屋様へ

十九日 右の山列

一 十八日

上段の山列より一日の山列用法より

山列の用法より一日の山列用法より

山列の用法より一日の山列用法より

山列の用法より

山列の用法より一日の山列用法より

山列の用法より一日の山列用法より

山列の用法より一日の山列用法より

山列の用法より

又

一 虎皮山地新築の移す

右の山列

山列の用法より一日の山列用法より

十八日
上段の山列の用法より一日の山列の用法より
下段の山列の用法より一日の山列の用法より
山列の用法より

中書局通

中書局通

不仕古誠以其名爲物一平流曰以上

三十一日

一 夕方以公爲法其以六系左述今文通而書之法其書其

志村又下唐の板

大系左述

以 子成於學也其以日下作書同其書一也其及及也其
以書而波返也其以書子一也其也其

三月十日

亦不花一也其同其書其也其也其

